

(案)

国 運 審 第 号  
平成 2 9 年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一 あて

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

北大阪急行電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の  
上限変更認可申請について

平 2 8 第 4 0 0 3 号

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日付け国鉄事第 2 4 4 号をもって諮問された上  
記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

北大阪急行電鉄株式会社の申請に係る鉄道の旅客運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

### 1. 普通旅客運賃

2キロメートルまで	100円
2キロメートルを超え4キロメートルまで	120円
4キロメートルを超え6キロメートルまで	140円

### 2. 定期旅客運賃（1か月）

#### （1）通勤定期

2キロメートルまで	3,600円
2キロメートルを超え4キロメートルまで	4,430円
4キロメートルを超え6キロメートルまで	5,300円

#### （2）通学定期

2キロメートルまで	2,120円
2キロメートルを超え4キロメートルまで	2,620円
4キロメートルを超え6キロメートルまで	3,160円

## 理 由

1. 申請者は、消費税率改定に伴う税負担の転嫁を図るための運賃改定を平成9年4月と平成26年4月に行ったが、平成7年3月以降、本格的な運賃改定を実施していない。

輸送人員は、千里ニュータウンにおける老朽化した公団住宅の建替需要や大型商業施設の開業もあり、近年こそやや持ち直しているが、基本的には平成4年度をピークに長期的な減少傾向が続いている。

そうした中、申請者は継続的に経営の合理化等に取り組んできたが、申請者の車両や駅施設の老朽化が進み、新型車両の導入、トイレ改

修等の各駅のリニューアル工事及び可動式ホーム柵の設置をはじめとする安全輸送の確保と更なる利便性の向上のための大規模な投資等が必要となったことから、鉄道事業の経営の健全化を図りたいとして申請したものである。

2. 国土交通大臣は、鉄道運送事業者からの旅客運賃の上限の変更の認可にあたっては、鉄道事業法第16条第2項に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認の上、同条第1項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は、次の通りである。

平年度である平成29年度から平成31年度までの3年間の運賃算定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は16,534百万円と見込まれ、これに対して、現行の旅客運賃による総収入は14,838百万円と見込まれるので、差引き1,696百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

これに対して、旅客運賃の上限を主文のとおり改定した場合、適正な総括原価は16,498百万円、総収入は16,460百万円と見込まれるので、差引き38百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

以上のように、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記2.の認可基準に適合するものとして、鉄道事業法第16条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を認可することは適当であると認める。